

出荷制限指示後の管理の考え方 ー野生きのこー

野生きのこの出荷管理については、関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一、不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

(1) 採取者対策

県は、野生きのこの出荷制限が指示された沼田市、安中市、みどり市、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村及びみなかみ町の協力を得て、当該市町村における採取者に対し、出荷制限区域内の野生きのこを一切出荷しないよう要請する。

(2) 流通対策

県は、出荷制限が指示された当該市町村の協力を得て、J A、直売所及び卸売市場等に対し、出荷制限区域内の野生きのこを一切取り扱わないことを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限区域外の市町村から産出される野生きのこについて、県は、J A、直売所及び卸売市場等に対し、産地、野生・栽培の区別及び放射性物質検査結果の確認を確実に実施し、適切な表示により流通させるよう要請するとともに、必要に応じて入出荷先等の記録の提出を求める。

また、これらの取組が確実に行われるよう、これら流通拠点の巡回指導を行う。